

「(仮称) 江戸川区立図書館基本計画」策定支援業務委託仕様書

1 業務名

「(仮称) 江戸川区立図書館基本計画」策定支援業務委託

2 業務の目的

近年の社会環境の変化により図書館に求められるものが変化している中で、人口減少や歳入減などの諸課題を踏まえ、これからの江戸川区が目指すべき図書館像を明確にし、今後取り組むべき施策やサービスなどについて提示をするため、「(仮称) 江戸川区立図書館基本計画」を策定する。策定にあたり、「共生社会ビジョン」(以下、「ビジョン」という。)を踏まえ、江戸川区立図書館および近隣自治体の状況把握や有識者等による検討委員会の運営、計画案の作成に至る業務の支援を行うことを目的とする。

3 業務の委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

4 委託金額

3,850,000円(消費税を含む。)を上限とする。

5 業務内容

共生社会ビジョンの内容や「(仮称) 江戸川区立図書館基本計画検討委員会」(以下「検討委員会」という。)の議論、民意を反映する取組を踏まえた上で、基本計画を策定するに当たり、策定に係る業務を確実に円滑に遂行するため、受注者において以下の業務を実施する。

(1) 会議等の支援

ア 「基本計画検討委員会」に出席する。(5回程度)

イ 委員会の企画運営、会議資料・議事録の作成、アドバイス等の業務支援を行う。

(2) 江戸川区立図書館の目指すべき姿や方針の検討

区立図書館の現況や利用者アンケートから読み取れる区民ニーズ、他自治体の図書館事例等から現状の評価と課題整理を行い、これからの区立図書館が目指すべき姿や基本方針を設定の上、その実現に向けた方針を検討

(3) 区民の声の集約・分析、反映

ア 図書館イベント等で意見聴取コーナーを設置し、意見集約、分析、基本計画への反映を行う。

イ アンケートの質問内容の検討、意見集約、分析、基本計画への反映を行う。

(公共施設、区HPやLINEを活用したアンケートを実施予定)

ウ パブリックコメント実施後の意見集約、分析、基本計画への反映、回答作成を行う。

- (4) 業務報告書の作成・提出
本業務において開催した会議等の記録をとりまとめた業務報告書を作成する。
- (5) 打ち合わせ協議
委員会開始前、開催期間中、業務報告書の納品時の計6回とする。

6 成果品

- (1) 委員会資料、開催概要、報告書（電子データ1枚）
- (2) 「基本計画」（案）（電子データ1枚、紙媒体3部）
- (3) 「基本計画」概要版（案）（電子データ1枚、紙媒体3部）
- (4) 業務報告書（電子データ1枚）
- (5) その他本業務により収集した資料（電子データ等1枚）

7 留意事項

- (1) 法令等順守
受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 資料の貸与
発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者により貸与するものとする。貸与資料については、破損、紛失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料を外部に漏洩してはならない。
- (3) 守秘義務
受注者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 損害の賠償
本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。
- (5) 再委託の禁止
受注者が業務内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、主たる業務を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願（任意様式）を提出するものとする。
- (6) 成果品の帰属
本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行にあたり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。
- (7) その他
本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。